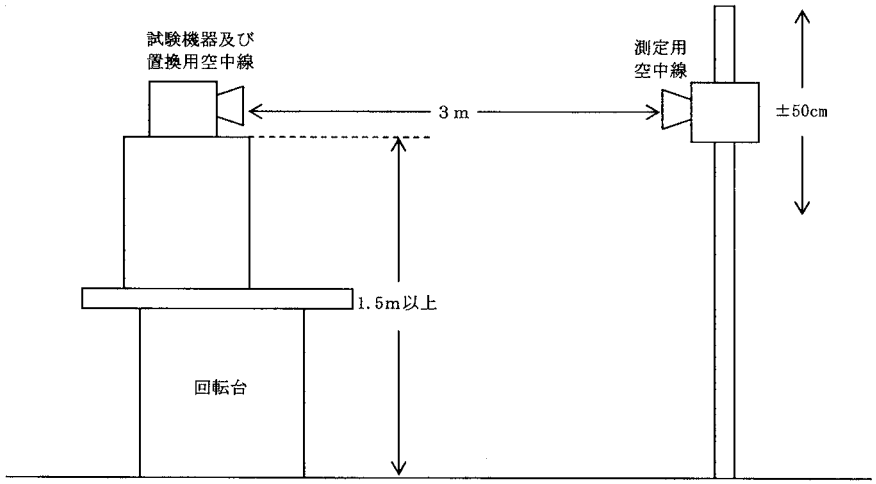
⑵　積算滞留時間
ア　ホッピング周期が特定できる場合
(ｱ)　⑴イと同様の方法で、ホッピング周期におけるホップする周波数での滞留時間の積算値を読み取る。
(ｲ)　0.4ｓに拡散率（拡散帯域幅を変調信号の送信速度に等しい周波数で除した値）を乗じた値をホッピング周期で除し、その値にアで測定したホップする周波数での滞留時間の積算値を乗じて、ホップする周波数での周波数滞留時間の合計を算出する。
(ｳ)　ホッピング周期が0.4ｓに拡散率を乗じた時間を超えるときは、特定のホップする周波数に滞留する時間の積算値を測定する。
イ　ホッピング周期が特定できない場合
0.4ｓに拡散率を乗じた時間内に特定のホップする周波数に滞留する時間の積算値を測定する。
⑶　測定する周波数
各ホップする周波数について測定を繰り返す。ただし、書面等により周波数滞留時間が最も長くなる周波数が特定できる場合は、その周波数で測定する。また、各周波数における滞留時間が同じ場合は、任意の周波数１波で測定する。
5　結果の記載方法
周波数滞留時間の最大値が0.05ｓ以下であることを確認できた場合は「良」と、それ以外の場合は「否」と記載するとともにｓ単位で記載する。
また、0.4ｓに拡散率を乗じた時間内での周波数滞留時間の合計が0.4ｓ以下であることを確認し、ｓ単位で記載する。
6　その他
⑴　２の掃引時間について、ホッピング周期が特定できない場合であって、直接拡散との複合方式を除く周波数ホッピング方式を用いるものにあっては、0.4ｓに拡散率を乗じた時間とする。
⑵　４において、積算滞留時間の測定は、直接拡散との複合方式を除く周波数ホッピング方式を用いる試験機器の場合のみ行う。
⑶　５において、0.4ｓに拡散率を乗じた時間内での周波数滞留時間の合計の表示については、直接拡散との複合方式を除く周波数ホッピング方式を用いる試験機器の場合のみとする。

十四　一般事項（アンテナ一体型）
1　本試験方法の適用対象
⑴　本試験方法は、一の項及び十四の項から二十五の項までをアンテナ一体型の設備に適用する。
⑵　本試験方法は、内蔵又は付加装置により次の機能を有する機器に適用する。
ア　通信の相手方がない状態で電波を送信する機能
イ　連続送信状態又は継続的バースト送信状態で送信する機能
ウ　試験周波数を設定して送信する機能
エ　試験する拡散符号を設定できる機能及び拡散を停止できる機能
オ　標準符号化試験信号（ＩＴＵ－Ｔ勧告O.150による９段ＰＮ符号、15段ＰＮ符号又は23段ＰＮ符号）により変調する機能
カ　スペクトル拡散の拡散を停止する機能
2　試験場所の条件等
⑴　試験場所
床面を含む６面反射波を抑圧した電波暗室とする。
⑵　試験場所の条件
電界強度の変化の最大値を、±１dB以下とし、±0.5dB以下を目標とする。
なお、この評価方法は、ＩＥＣ60489－１改正第二版のA.2.3　Low reflection test sites (LRTS, reduced ground reflection) のための評価方法（測定場所の電界定在波を測定する方法）によるものとする。
⑶　測定施設
測定施設は、次の図に準じるものとする。



ア　試験機器及び置換用空中線は回転台上に乗せ地上高1.5m（底部）以上でできる限り高くする。ただし、台の材質及び試験機器等の設置条件は、昭和63年郵政省告示第127号（発射する電波が著しく微弱な無線局の電界強度の測定方法を定める件）に準ずる。
なお、試験機器及び置換用空中線の取付けは、電波伝搬に影響のないように空中線の放射角内に回転台が入らないようにする。
イ　測定用空中線の地上高は、対向する試験機器及び置換用空中線の地上高の±50cmの間で可変とする。
ウ　試験機器と測定用空中線の距離は原則３ｍとする。ただし、試験機器の電力、試験機器空中線、測定用空中線の実効開口面積等により信号を最適な状態で受信出来ない場合はこの限りではない。
3　その他
10MHzから８GHzまでの空中線の絶対利得は、提出された書面により確認する。

十五　周波数の偏差（アンテナ一体型）
1　測定系統図



2　測定器の条件
⑴　周波数計としては、周波数カウンタ又はスペクトル分析器を使用する。
⑵　周波数計の測定確度は、設備規則に規定する許容値の１／10以下とする。
⑶　バースト波を測定する場合は、ゲート開放時間をバースト区間の全体が測定できる時間にする。
3　試験機器の状態
⑴　試験周波数に設定して、試験機器より周波数計へ電波を送信する。
⑵　変調状態は、拡散を停止し、原則として無変調波の連続送出とする。これができない場合は、無変調波の継続的バースト送出又はスペクトル分析器で周波数が測定できるような特徴的な周波数スペクトル（例えば副搬送波の１波等）を生じさせる変調状態とする。